

第1章 基本計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

わが国では、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会構造を見直し、持続可能な循環型社会^{注1)}を形成していくために、「循環型社会形成推進基本法」(平成12年6月施行)を制定し、循環型社会を推進していくための基本的枠組みを定めた。

これを受け、四條畷市及び交野市(以下「構成市」という。)で構成する四條畷市交野市清掃施設組合(以下「本組合」という。)では、平成15年3月に「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(以下「基本計画」という。)を見直し、循環型社会の形成に向けた様々な施策に取り組んできたところである。

一方、平成18年4月に閣議決定された第3次環境基本計画においては、持続可能な社会は「健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人ひとりが幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会」と定義された。

これを実現する上で、ごみの発生抑制及び再生利用、並びに適正な処理やエネルギー回収といった取り組みなど、市民一人ひとりや事業者、並びに本組合及び構成市のごみ行政に課せられた役割は大きくなってきている。

こうした現状を鑑み、本組合では、前回の基本計画から5年が経過し見直し時期にあること、また、近年の法整備や循環型社会形成に向けた各種計画などに対応するため、基本計画の見直しを行うこととした。

基本計画の見直しにあたっては、達成困難な目標を掲げた計画とするのではなく、できることをやり、それを長く続けることで今よりも社会がよくなる計画とすることに配慮した。

そのためには、市民一人ひとりが自覚し、行動に移すことができる計画でなければならない。言い換えると、市民にとってわかりやすい、協力しやすい、継続しやすい計画でなければならないということである。

こうしたことから、学識経験者、構成市市民、廃棄物関係団体等関係者や本組合職員等で構成する「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画検討委員会」を設置し、基本計画に関する検討を行った。

このたびの基本計画においては、今後10年間の本組合及び構成市におけるごみの発生抑制や再生利用などについて、基本理念に基づく4つの基本方向を定め、各種施策を展開し、循環型社会の形成に向けた取り組みを進めていくものである。

注1) 循環型社会：大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、ごみの発生抑制や再生利用を実践し、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会のこと。

2. 基本計画の位置付け

基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項に基づき、ごみに関して行政が策定するマスタープランである。基本計画は、次に示すような法体系の中に位置付けられている。

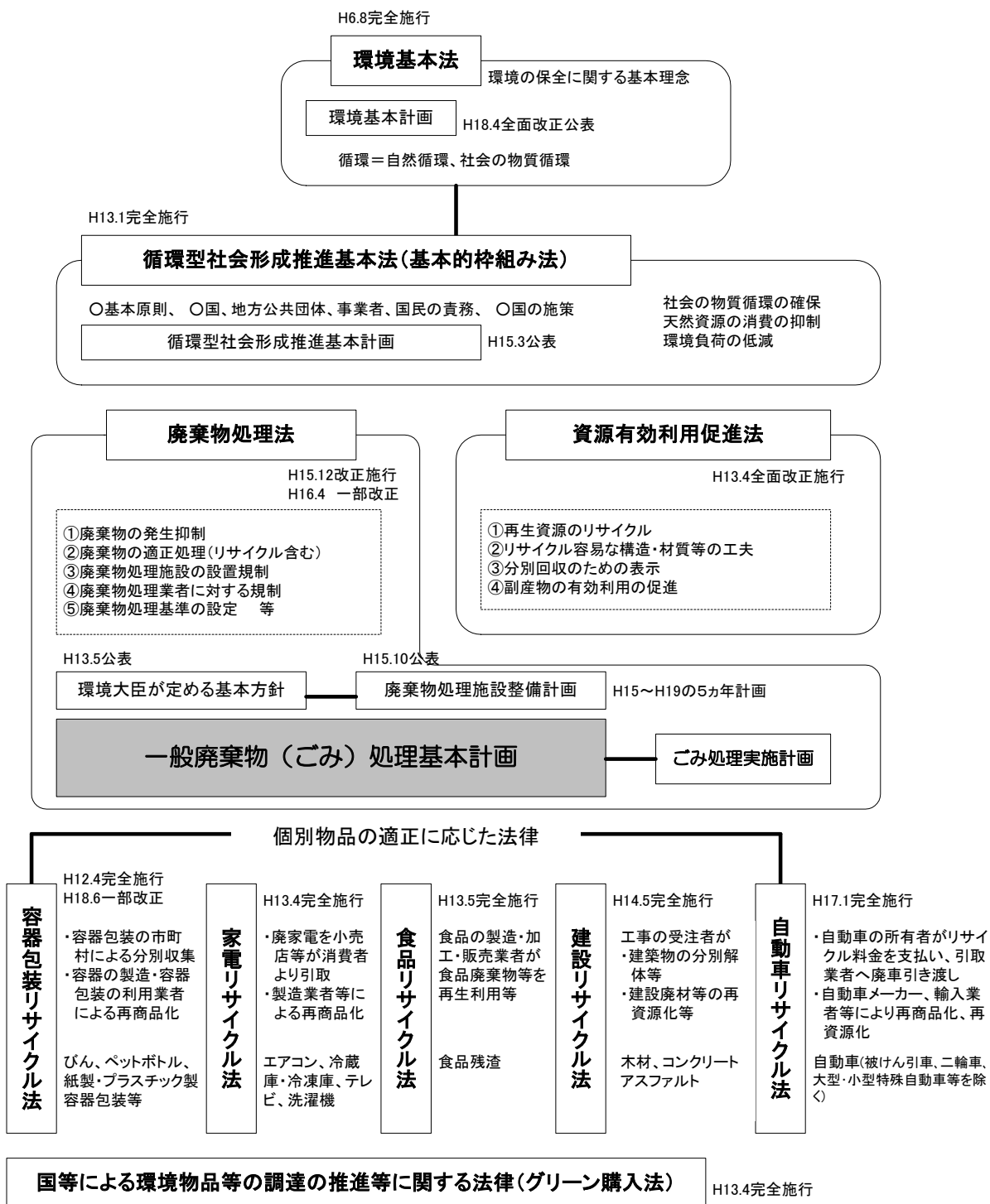


図1.2.1 基本計画の位置付け

3. 計画期間

計画期間は、計画策定から概ね10～15年間で設定し、概ね5年後を目途に見直しを図ることとされている。

基本計画は平成19年度に策定するため、基本計画の計画期間は、計画策定の次年度である平成20年度から平成29年度までの10年間とする。

また、計画期間を5年ごとに区切り、前期計画期間を平成20～24年度、後期計画期間を平成25～29年度とする。

ただし、計画の前提条件などに大きな変化があった場合は、必要に応じ基本計画を見直していくものとする。

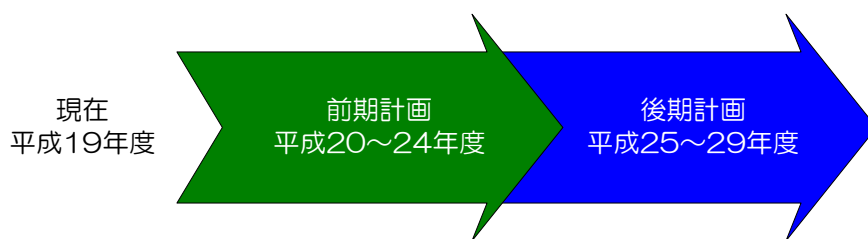
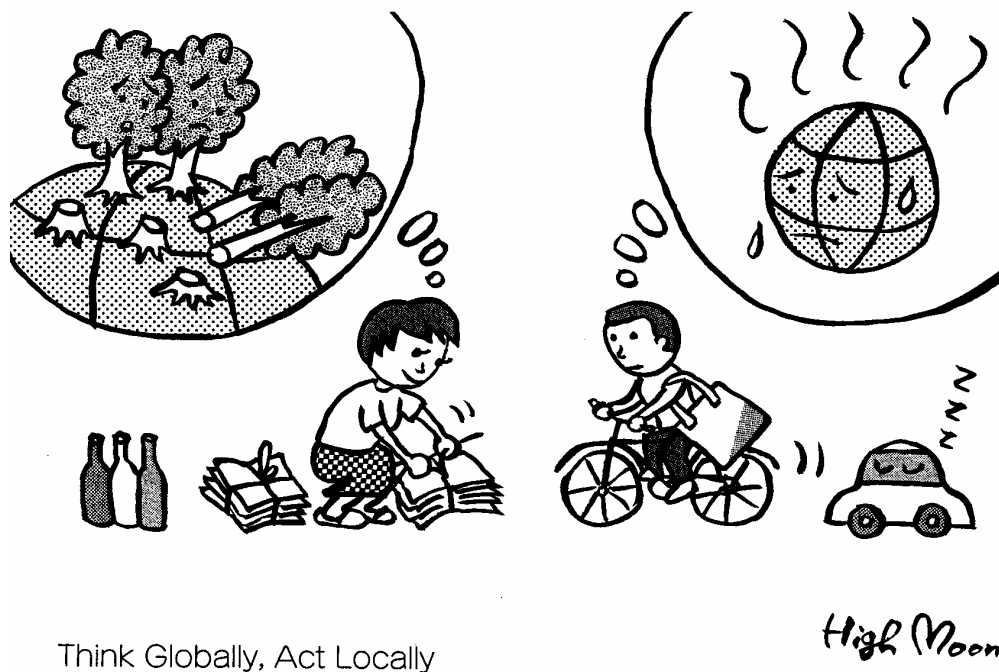


図1.3.1 基本計画の計画期間



「月間廃棄物」2004年5月号

ハイ・ムーン作「ゴミック廃貴物」日報出版(株)より転載